

例会報告：2014年12月9日（晴れ）第1870回 通常例会

（続き）
 マスコミや金融機関、保険会社、ハウスメーカー等が、一致団結して「相続税の増税への備え（いわゆる節税対策）」を煽っているのです。新しいビジネス（相続ビジネス）チャンスと捉えているのでしょう。バブル期にも、そんな節税の話が横行していました。相続対策の名のもとに、借金をしてアパート経営をするという手法です。確かに、相続税の申告のときは、土地・建物は評価額として現金や預貯金より低くなり、更に借金はマイナスの財産として控除できるという税務メリットはありました。しかしバブル崩壊後、地価の下落、賃料の下落が進み、当初の目論見が崩れてしまい、借金の返済ができなくなるケースが散見されました。結局は不動産を売却しても借金が残ってしまい、破産手続きを取ったというも珍しい話ではありませんでした。

ですので、ここにいらっしやる皆様は、肩に唾をつけて、その類の話聞かれますことをお願い致します。本当に皆様のことを案じてくれているのか、単に自社の商品売りつけたいだけなのではないか？と。判断に迷われたら、いつもお傍にいらっしやる顧問の税理士に訊ねてみると宜しいかと存じます。

☆ ビジター

澤田 君雄様（ガバナー補佐・箱根RC）
 中谷 元士様（IM実行委員長・小田原北RC）
 守山 忠男様（秦野RC）

☆ 会員誕生日

須賀 俊和さん（12月12日）
 大野 英明さん（12月22日）



☆ ニコニコ箱

	ニコニコ箱	累計	目標
12月9日分	23,000	664,615	1,300,000

*** ビジター**
 澤田 君雄様（ガバナー補佐・箱根RC）…本日はIMのご紹介にまいりました。宜しく。
 中谷 元士様（IM実行委員長・小田原北RC）…本日はIM合同例会のご案内に伺いました。皆様よろしくお願い申し上げます。
 守山 忠男様（秦野RC）…この度、小田原のだるま料理店の社長に就任いたしました。お近くにきましたので、ご挨拶にまいりました

*** 会員誕生日**
 須賀 俊和さん…誕生日のお祝いありがとうございます。63才になります。これからも宜しくお願い致します。
 大野 英明さん…44才の誕生日プレゼントありがとうございます。

*** その他**
 田代 博信さん…52回目の結婚記念日を祝っていただきありがとうございます。
 清 康夫さん…この7日、小田原駅構内にて、社会奉仕委員会の企画による介助犬の支援募金に参加し、子どもからお年寄り迄、幅広い人たちから寄付を頂き清々しい1日でした。
 小嶋 章司さん…伊勢海老をかっているのですが、昨日朝起きて見ると1匹の伊勢海老が2匹になっていました。びっくり。脱皮をしたんですね。自然界の不思議さを感じました。
 内山 修一さん…本日の卓話、空本先生よろしくお願ひします。
 谷口 和雄さん…天候が悪く釣りにも行けません。これから寒いけどどんどん行くつもりでいます。ストレス解消の為に。

■ ■ 今後のメーキャップ情報 ■ ■ -2014年12月-

- ▶18日(木) 小田原中
「卓話：未定」
- ▶19日(金) 湯河原 ニューウエルシティ湯河原 12:30
「会員による卓話」
足柄 おんりーゆー 12:30
「卓話:未定」
- ▶22日(月) 小田原 特別休会
- ▶23日(火) 箱根 宮ノ下富士屋ホテル 17:30
クリスマス家族会
- ▶24日(水) 小田原北 報徳会館 12:30
「卓話:久光重貴様（ベルマーレフットサルクラブ）、山川太郎様/フットサルリボン運動について」
- ▶25日(木) 小田原中
「卓話：未定」
- ▶26日(金) 湯河原 ニューウエルシティ湯河原 12:30
「会員による卓話」
足柄 おんりーゆー 12:30
「卓話:未定」
- ▶29日(月) 小田原 休会
- ▶30日(火) 箱根 休会
- ▶31日(水) 小田原北 休会

-2015年1月-

- ▶1日(木) 小田原中 休会
- ▶2日(金) 湯河原 休会
足柄 休会
- ▶5日(月) 小田原 新年会員親睦会
17:00～ だるま料理店
- ▶6日(火) 箱根
- ▶7日(水) 小田原北 新年会
- ▶8日(木) 小田原中
- ▶9日(金) 湯河原 新年会（夜間例会）伊藤屋旅館
足柄

【小田原城北ロータリー・クラブ】
 事務局：〒250-0211 小田原市鬼柳172-9
 電話：0465-37-1222 FAX：0465-37-7377
 URL：http://www.odawarajhrc.jp
 Mail：info@odawarajhrc.jp
 例会場：小田原卸センター内会議室
 創立：1976年4月2日 承認：1976年5月8日
 例会：毎週火曜日 12:30～13:30
 クラブ会報委員会
 監修：大川 久弥
 編集長：大川 誠
 コピーライター：大川 誠
 デザイン：小林 和彦
 フィールド：杉崎 勝成・須藤 公司

会員数：51名



国際ロータリー第2780地区

小田原城北ロータリー・クラブ

R.I. DISTRICT No.2780
 ODAWARA JOHOKU R.C.
 2014-2015
 WEEKLY BULLETIN



【R.I. 会長】
 ゲイリー C.K. ホアン
 【R.I. 2780地区ガバナー】
 渡辺 治夫
 【第9グループガバナー補佐】
 澤田 君雄



【会長】齋藤 永
 【副会長】太田 忠
 【幹事】大川 久弥
 【副幹事】櫻井 康二
 【会場監督】小嶋 章司

ロータリーに輝きを LIGHT UP ROTARY

本日の例会：忘年家族会（第1871回）

会場：箱根湯本富士屋ホテル
 日時：2014年12月17日 17：30～20：00
 司会：櫻井 康二 副幹事

17:30	開会点鐘：齋藤 永 会長 ロータリーソング斉唱 「手に手つないで」 スピーカーおよびビジターの紹介 慶事祝福 会長挨拶 幹事報告／出席報告／委員会報告 同好会報告／ニコニコ箱 閉会点鐘：齋藤 永 会長
18:00～20:00	忘年家族会

【今後の例会・卓話スケジュール】

12月23日 休会

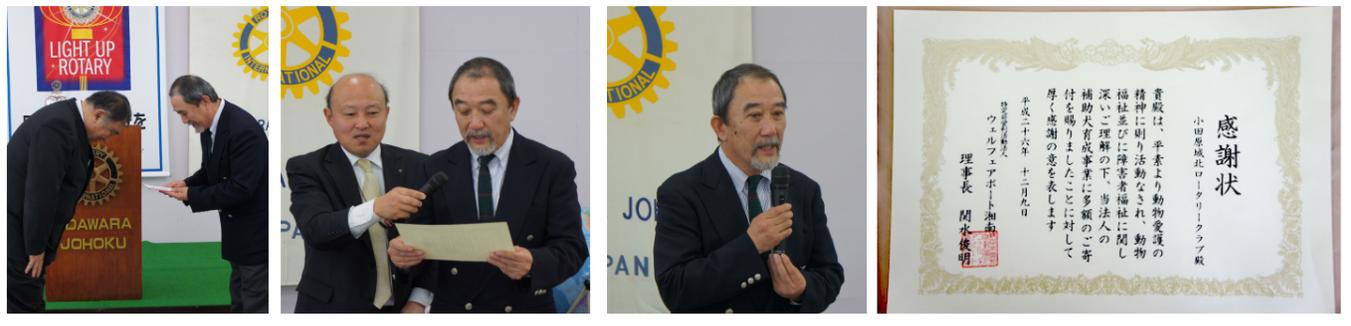
12月30日 休会

1月6日 新年例会
 会場：ホテル河鹿荘
 時間：受付 17：00～17：30
 例会 17：30～
 懇親会 18：10～

1月13日 通常例会 12:30
 担当：齋藤会長
 卓話：松田町茶道協議会 会長 遠藤様
 「内容:未定」

1月21日（水）IM合同例会
 会場：鈴鹿かまぼこの里 鈴の音ホール
 時間：登録 14：30～15：00
 開会式 15：00～15：35
 講演会 15：35～16：45
 （女優 司 葉子様）
 閉会式 16：45～17：00
 休憩 20分
 懇親会 17：20～19：00

☆ NPO法人ウェルフェアポート湘南様への募金の受け渡し、およびNPO法人ウェルフェアポート湘南様からの感謝状の授与



例会報告：2014年12月9日（晴れ）第1870回 通常例会

会場：小田原卸センター内会議室
日時：2014年12月9日 12：30～13：30

❖ 会長挨拶



齋藤 永 会長

皆さんこんにちは、寒さがジンジンしてくる毎日です。足元が冷えて身をもって寒さを感じていることと思われま。風邪をひかないよう、お体を暖かくして下さい。
先日小島会場監督に新会員と先輩諸兄とのテーブルの席が別れているので、出来れば新会員を前のほうに先輩諸兄とばらばらに座れるようにとお願いいたしましたところ、早速行動していただきありがとうございます。新会員の方たちは、食事しながら先輩たちというんな話でもして交流してください。

話しは変わりその寒い中、日曜日には小田原駅前で介助犬・聴導犬の育成のための募金活動を行いました。担当している委員会の委員長の木村さんも入院中の中、一時退院してずっと駅通路に立って募金のお願いをしていました。参加された人達およびその担当委員会は本当にご苦労様でした。私も2時間半ほど立って「お願いします」の声をかけていましたが、本当に駅は寒かったですね。寒さに震えながら声をかけていますと意外と若い人が募金をしてくれました。高校生や大学生、やっと就職してまもない人達がポケットから、お財布から小銭や千円札を募金箱に入れていただきました。その光景を見たとき、あの震災以降いろんなものが変わった中、若い人の感覚も変わったのを実感いたしました。

「絆」の言葉の基たくさんの人が助け合いやボランティアの名のもとに現地入りして活動していました。人の為に沢山の人の心と汗が現地に届けられたのは記憶に新しく皆さんご承知の事と思います。本当に時代は変わったと実感したことだと思いますが、この気持ちが今も脈々と変化し続けています。なにか江戸時代から明治時代に変わったかのような変化を感じませんか。そこで私たちロータリーも変わるべきではないかと思いました。先日の募金活動には小田原城北ロータリークラブの、のぼりを掲げ、街の中心でのボランティア活動、まさにロータリアンとして、ふさわしい行動だと自負いたしております。公共イメージのアップに一役買った事と思います。この活動を当クラブのロータリーデーとして掲げさせていただきます。やはり行動した後の達成感や感動は参加した方だけが味わえるものです。本当に参加された方はご苦労様でした。また参加できなかった方も今後は参加してこの感動を味わっていただければ幸いです。

おかげさまをもちまして、30万超へのご寄付をいただいた事は本当に人の温かさを感じると思いませんか。こんなに沢山の人の気持ちを必要としている人たちに届けられることに幸せと満足を感じるのは皆さん一緒だと思います。今後も私たちは共に行動しましょう。そんな事を皆さんにお願いいたしましてご挨拶に代えさせていただきます。今日もよろしく願いいたします。

❖ 幹事報告



大川 久弥 幹事

1)次週例会は17日の忘年家族会となっております。火曜日ではなく、水曜日ですでお間違えの無いようお願い致します。
2)IMの締め切りが本日迄となっております。今回は合同例会ですので、その週のクラブ例会はございません。全員登録でもありますので、多くの方のご参加をお待ちしております。

- 3) 先日ご案内しました「ジャパン・ロータリーデー II in東京」の登録の締め切りが10日までとなっております。参加ご希望の方は幹事までお申し出下さい。
- 4) 本日、理事の方へご案内を配布しましたが、次回理事会は1月6日に河鹿荘で新年例会の前に開催されますので、宜しく願い致します
- 5) 怪我で入院されている木村頼弘会員が13日に退院されることになりました。

❖ ビジター



澤田君雄ガバナー補佐・箱根RC

現在小田原城北ロータリークラブは新会員の勧誘では2780地区では第2位の実績ということで非常に誇らしく思っております。今回は小田原城北ロータリークラブの中谷元士様が一緒ということで、IM合同例会のご案内と参加のお願いに参りました。



中谷元士IM実行委員長（小田原北RC）

来年の1月21日の15:00から「鈴廣かまぼこの里 鈴の音ホール」にてIM合同例会が開催されます。今回は小田原城北ロータリークラブがホストクラブです。今回はガバナーのお知り合いでもある女優の司葉子様の講演会になります。なかなか女優さんのお話を聞くことはないと思いますので、是非IM合同例会にご出席いただけますようお願い致します。尚、来年は小田原城北ロータリークラブがホストクラブになりますので宜しく願い致します。

❖ 出席報告

小川 和夫委員長

出席報告	会員数	出席	M.U	出席率
12月9日	51(48)	35	7	87.50%
12月2日	51(47)	38	0	80.85%
11月25日	51(46)	34	1	76.09%

【欠席者】 11名
中村 維孝、石崎 孝、一寸木 信雄、石内 正彦、露木 清勝、辻村 彰秀、櫻井 康二、中野 明、杉本 博愛、須藤 公司、木村 頼弘（休会）

【今回MU】 7名
石崎 孝（12/1 研修リーダー）
中野 明（12/7 小田原城北ロータアクト）
露木 清勝（12/7 募金） 櫻井 康二（12/7 募金）
木村 頼弘（12/7 募金） 安藤 克巳（12/7 募金）
西 寛（12/7 募金）

【前回MU】 3名増加
一寸木 芳行（12/7 募金）
久保田 知子（12/7 小田原城北ロータアクト）
守屋 善男（12/7 募金）

【前々回MU】 2名増加
清 康夫（12/7 募金） 臼井 真一（12/7 募金）

❖ 卓話

「基本的な相続手続きについて」



税理士
空本 善孝 様

新しい相続税法が平成27年1月1日より施行されます。既にマスコミ等の「相続税の大増税報道」でご存知の方も多いと存じます。お蔭で「相続」という言葉に大変世の中が敏感になっているところです。今回は貴重なお時間を頂戴しまして、相続の基礎編を中心にお話しをさせて頂くつもりです。時間にゆとりがありましたら、その話題の税制改正のお話しも補足致します。

まず、「相続は、なぜ煩わしいと感じるか?」「相続にストレスを感じるか?」という、これは経験する回数が圧倒的に少ないからです。一生に10回も20回も相続を経験すれば、慣れも出てくるのでしようが、通常そのようなことは有り得ません。常に、手探り状態で進んでゆく必要があります。しかも色々な手続きには期限が決まっているものが多く、常に何かに急かされているような、そんな心理状態に置かれます。相続手続きの中心となる本家であれば、更に他の相続人にも気を使う必要があります、神経的に疲れてしまいます。

私も、税理士として相続税の申告を中心に、お客様の相続のお手伝いをしております。それまでは気づきませんでしたが、自身の父親が亡くなり、本家として実際に自分の相続手続きをしたときに、その立場の重さを痛感致しました。それから、まず相続のご相談にいらしたお客様に、「相続とは、こんなものです」と説明するところから、始めています。そのお話しが、今回の「相続の基礎編」という訳です。

民法上、相続は遺言があるのが原則です。被相続人（亡くなった方）が自身の意思（財産の分け方等）を遺言書に書いておき、そのとおりに相続させるというものです。その例外として、遺言書が無い場合には、相続人が集まり遺産をどう分けるかを協議する、いわゆる遺産分割協議という形となります。実務では圧倒的に後者が多く、遺産相続で争うというも、やはり後者の方に多い話です。今回は実務で多い、遺産分割協議のお話しです。

まず、遺産分割協議というのは、誰がするのか?です。これは被相続人の相続人です。その相続人を特定するために、被相続人が生まれてから、亡くなるまでの戸籍を取寄せて、相続人を特定します。実務では、被相続人と相続人の関係図を作成します。相続関係図と呼びます。そして、ここに登場した人物だけが、今回の相続で分割協議に参加する権利がある方です。「権利のない方は、この遺産分割協議の場からは退場して頂く」というアドバイスをしています。余計な人が入ると、収集がつかなくなりますので。

参加者が特定できた次は、被相続人の財産と債務（マイナスの財産）を洗い出す必要があります。被相続人の亡くなった日現在の財産と債務を調べ、これを一覧にまとめた財産目録を作成します。財産目録の作成にあたって、財産調査は、さほど困難なことはありません。一般的な財産としては、預貯金・有価証券・不動産・動産などです。預貯金や有価証券類であれば、金融機関や証券会社に、亡くなった日現在の残高証明書の発行を依頼し、財産的な証拠を得ることができます。不動産については、法務局で登記事項証明書を取ることで、確認が取れます。難しいのは債務（マイナスの財産）の方です。金融機関からの借入金であるなら証明がとれますが、知人より借金をしている場合は、それを把握するのも難儀なところ。更に厄介なのは、知人の借金の連帯保証人になっているようなケースです。知人が約定通り弁済をしているうちは、何の問題もないので、生前に聞いておかない限りは知りようが無いのが実務です。

この連帯保証債務というのが、実に怖いのです。例えるなら不発弾のようなもので、借金をした本人がその弁済を怠ると、連帯保証人がその責任を問われて、本人に代わって弁済をしなければなりません。自分とは全く縁のない方の借金かもしれないですが、それが法律なのです。亡くなった日において、被相続人の財産も債務もそっくり承継するのが、相続人だからです。これを避けたい場合は、一定の手続きをしなければなりません。

それが「相続の放棄」という手続きです。家庭裁判所に対して相続放棄の申述を、相続の開始があったことを知った日から3ヶ月以内にする必要があります。

ですので、その期間内にこの手続きをしない以上は、財産・債務をそっくり引き継ぐ単純承認を選択したとされてしまいます。3ヶ月という短い期間が原則ですが、やはり家庭裁判所への申し立てで、その期間を延長することもできます。

財産目録を作成している途中で、財産よりも債務（マイナスの財産）が大きいことが把握できたら、この相続放棄を検討する必要があります。

財産目録が完成したら、いよいよ遺産分割協議です。相続人が集まり、話し合いで遺産をどのように分けるかを決定します。このとき、相続人の全員が納得すれば、どう分けても構いません。例えば、相続人が3人で、遺産を1人だけが相続するような分け方でも、相続人の全員が納得していれば良いのです。一方、相続人3人のうち2人が納得しているから、多数決で決定、というのは有り得ません。相続人全員が一致しない限りは、遺産分割協議は最終せず、延々と協議を続けなければなりません。最終的には、裁判所での調停、更には審判へと進んで行きます。

遺産分割協議が整ったら、その内容を遺産分割協議書にまとめて、相続人全員で署名と実印の押印をし、公的な書面として残します。そして、いよいよ被相続人の財産の名義変更手続きです。金融機関や証券会社、不動産の登記名義の変更には、この分割協議書が不可欠です。そのほかとしては、被相続人との関係を示すための戸籍謄本類・印鑑証明書などが求められます。

これで、税金以外の相続手続きは完了です。続いて、税金の話です。

経済政策や社会政策的な側面より、税制は変わって参ります。昨今の税制改正の大きな流れは、生産者たる、企業税制（法人税）では国際競争力を高める必然性より、課税を緩くする方向での改正が行われています。一方、一般消費者については増税傾向です。本年4月1日よりの消費税率改正等はその最たるものです。10%の適用は平成29年4月1日に延期されたとはいえ、景気弾力条項もついておりませんので確定と認識して良いと思われま。消費に対して広く薄く課税する消費税の税率を上げるということは、経済的弱者に対し、大きく負担を強いるものであります。ですので、その反対に位置している、財産家が納めるべき相続税についても、課税を強化しないと示しが付かない。というのが、今回の相続税増税の根っここのところ。現在の相続税は、一部の財産家しか納税をしていないという事実があります。東京国税局管内（東京都・神奈川県・千葉県・山梨県）では、亡くなった方の7%だけが納税をしています。日本で最も富の集中している所で、この割合です。全国の前平均値は5%程度です。

余談ですが、こんな事実がありますので、今までは、当事務所に「相続税が心配だ」とお見受けの相談者に、こう言います。「あなたは金持ち順に並んで、前から5番以内に入る自信ありますか?」。そうすると皆さん、安心して帰られました。

そこで、この納税割合をあげるために大改正をしたのが、この度の相続税の改正になります。色々な改正がありましたが、一番の柱は、「基礎控除の4割カット」です。基礎控除とは、課税しない最低限のラインです。これを一気に4割も引き下げました。例えを出すと、相続人が3人居ると、従前は5,000万円+1,000万円×3人で、8,000万円の財産まで税金がかかりませんでした。これが4割カットで、4,800万円となります。諸説ありますが、少なくとも納税者の割合は2倍にはなるのではないかとされています。ですので、東京圏だと14%・全国で10%程度ということとなります。なお、これが適用されるのが平成27年1月1日以降に亡くなられた相続からです。（裏面へ続く）

